

「省エネルギー投資促進支援事業」  
における圧縮記帳等の適用について

令和4年3月11日

資源エネルギー庁省エネルギー課

令和3年度補正「省エネルギー投資促進支援事業」は、直接的には国から間接補助事業者に補助金が交付されるものではありませんが、国からの補助金を原資として、補助事業者から間接補助事業者に対して交付されるものであり、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。

なお、当該補助金は、補助対象経費を設備費とした「固定資産の取得又は改良に充てるための補助金」であり、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の適用の対象外となる「経費を補填するための補助金」を含んでいません。